

応力発光技術コンソーシアム運営会則

制定 平成 28 年 3 月 18 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17 規程第 44 号）に基づいて設置する、応力発光技術コンソーシアムの運営等に必要な事項について、次のように運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）製造技術研究部門に、応力発光技術コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 本コンソーシアムは、応力発光技術の社会実装を目指す企業等相互で、適用対象の抽出やそれに対応する製造・施工・計測方法等の情報共有、意見交換及び共同実証試験による最適化とその蓄積の共有化を図ることにより、応力発光技術の成果普及と市場形成を促進することを目的とする。

（事業）

第 3 条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業（以下「事業」という。）を行う。

- 一 分科会開催等による応力発光技術に関わる情報共有、情報交換
- 二 応力発光技術に関わる共同研究等の提案
- 三 応力発光技術の知財及び標準化戦略の推進
- 四 フォーラム、展示会等における応力発光技術に関わる情報発信
- 五 その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

（会員の種類）

第 4 条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの趣旨に賛同した次の各号に掲げる者（以下「会員」という。）で組織する。

- 一 応力発光体に関わる製造、計測及び利用技術の実用化を目指した研究開発・調査・事業化を行い、第 14 条第 1 項第 1 号に定める会費を納入する国内の法人（以下「法人会員」という。）
- 二 応力発光体に関わる研究開発に従事する国内外の大学又は公的研究機関の研究者個人（以下「個人会員」という。）
- 三 応力発光体に関わる研究開発・調査・事業化を支援する日本国政府機関及び地方自治体等の職員（以下「特別会員」という。）

（入退会等）

第 5 条 本コンソーシアムに入会を希望する者は、会員の種類、会員名（法人会員にあっ

ては担当者氏名)、所属、住所、応力発光技術に関する活動内容、その他本コンソーシアムが定める事項(以下「届出事項」という。)を記入した入会申込書(別紙様式第1)を事務局経由で会長に提出し、幹事会で承認を得なければならない。

- 2 前項で提出した届出事項に変更があった場合は、変更があった日から起算して30日以内に変更届(別紙様式第2)を事務局経由で会長に提出し、幹事会で承認を得なければならない。
- 3 退会を希望する会員は、その理由を明記した退会届(別紙様式第3)を事務局経由で会長に提出しなければならない。この場合、退会以前に納付した第14条第1項に規定する会費は返還しない。また、会費の未納又は不足の場合には、これを完納しなければならない。
- 4 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長は当該会員と協議の上、必要な場合は幹事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
 - 一 相当の理由なくして第14条第1項に規定する会費の滞納があるとき
 - 二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
 - 三 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき
 - 四 本コンソーシアムの他の会員の利益や名誉を棄損する行為のあったとき
 - 五 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は、第3条に定める事業に参加する権利を有するほか、次の各号に定める権利を有する。

- 一 法人会員は、第10条に定める総会(以下「総会」という。)に参加し、議決権を行使する権利を有する。なお、議決権は法人1社当たり1とする。また、個人会員及び特別会員は総会に出席できるが、議決権は有しない。
- 二 本コンソーシアムが主催する事業のうち、特に総会で定めるもの以外については、無料で参加する権利を有する。
- 2 会員は、次の各号に定める義務を負う。
 - 一 法人会員は、第14条第1項第1号に規定する会費を負担するものとする。
 - 二 会員は、第14条第2項の規定に基づき、総会で臨時費の徴収が議決された場合、それを負担するものとする。
 - 三 本コンソーシアムの目的を達成するため、本コンソーシアムが進める事業への協力
 - 四 本会則、本コンソーシアムの定める規約、その他本コンソーシアムの運営に関わる諸規程等又は総会の議決の順守

第3章 役員及び事務局

(役員)

第7条 本コンソーシアムに、次に掲げる役員を置く。

- 一 会長1名 産総研に所属する職員のうち、製造技術研究部門長が指名した者とする。
- 二 幹事若干名 会長が指名し、総会で承認を得た者とする。なお、幹事のうち1名は産総研の職員とする。
- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
- 3 会長が欠けたとき又は事故のあるときは会長があらかじめ指名した幹事とその職務を代行する。
- 4 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(アドバイザー)

第8条 本コンソーシアムにアドバイザー若干名を置くことができる。

2 アドバイザーは、会長が委嘱する。

3 アドバイザーは、本コンソーシアムの運営に関して会長の諮問に応える。また、本コンソーシアムが主催する事業に参加し、意見を述べることができる。

(事務局)

第9条 産総研製造技術研究部門に本コンソーシアムを運営するための事務局を置き、九州センターが支援することとする。

2 事務局長は、会長が指名する産総研職員とする。

3 事務局は、次の各号に定める業務を行う。

一 会員及び入会希望者の入退会業務

二 本コンソーシアムの事業計画案の策定業務

三 本コンソーシアムの会員及び関連機関との連絡調整業務

四 本コンソーシアムの出納管理業務

五 本コンソーシアムが主催する事業の準備、運営に関する業務

六 本コンソーシアムの広報業務

七 総会、幹事会等の準備、運営に関する業務

八 その他、本コンソーシアムが実施する事業並びに本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務

第4章 総会、幹事会、分科会

(総会)

第10条 会長は、次の各号に定める事項を決議するため、年1回総会を開催し、その議長となる。

一 事業計画及び第14条に規定する運営費に係る収支予算

二 事業報告及び第14条に規定する運営費に係る収支決算

三 その他、運営に関する重要事項

2 総会は、議決権を有する法人会員の過半数の賛成で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 法人会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって議長に委任することにより、議決権を行使することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(幹事会)

第11条 本コンソーシアムを効率的に進めるため、運営事項を審議、議決する幹事会を設置する。

2 幹事会は、会長、幹事、事務局長で構成する。

3 幹事会は、会長、事務局長のいずれかの要求で開催され、会長が議長となる。

4 幹事会は、構成員の過半数の出席を以て成立する。

5 幹事会の議決は、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(分科会)

第 12 条 本コンソーシアムの事業を効率的に進めるため、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の設置を希望する会員は、分科会の名称、代表の候補者名、分科会の活動内容、分科会の設置理由、その他必要な事項を、事務局を通じて会長に文書で申請する。
- 3 分科会の設置の可否は、幹事会で決するものとする。
- 4 分科会に参画する会員は誓約書（別紙様式 4）を事務局経由で会長に提出し、幹事会で承認を得なければならない。これにより産総研及び当該分科会に参画する他の会員により秘密として特定された情報の開示を受けることができる。
- 5 前項の規定は、秘密として特定された情報を開示しようとする産総研又は会員が、開示を受ける会員との間で別途秘密保持契約等の契約を締結し、その取り扱いを定めることを妨げるものではない。

第 5 章 会計

(会計年度)

第 13 条 本コンソーシアムの会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

ただし、設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

(運営費等)

第 14 条 本コンソーシアムの運営費は、会員からの会費を以て充てる。

- 一 法人会員の一会計年度の会費は次に定める額とし、請求書で定める期限までに産総研に納付するものとする。ただし、設立初年度は会費を徴収しない。

法人会員 10 万円（消費税を含む）

ただし、中小企業基本法第 2 条に該当する法人の会費は 5 万円とする。

- 二 個人会員及び特別会員については、会費徴収を行わない。

- 2 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行おうとする場合には、幹事会で評議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第 15 条 予算及び決算は、事務局で立案する。

- 2 事務局は、当該年度の予算及び決算を作成し、幹事会の承認を得た後、総会に提出し承認を得るものとする。

第 6 章 情報等について

(情報の取扱い)

第 16 条 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

- 2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、第 12 条の規定に基づく場合を除き、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第 17 条 会員は、前条及び第 12 条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を

留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

- 2 前条の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

第7章 補則

(解散)

- 第18条** 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの目的が達成されたと認められる場合、あるいは運営が困難となった場合等に、会長が総会の議決を得てこれを行うものとする。

(会則の改廃)

- 第19条** 本会則の改廃は、幹事会の審議を経た後、総会の議決を経てこれを行う。

(設置期間)

- 第20条** 本コンソーシアムの設置期間は、平成32年3月31日までとする。ただし、総会において事業継続が議決された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

(協議)

- 第21条** 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、幹事会の決議をもって円満にこれを解決するものとする。

附則

この会則は、平成28年3月18日から施行する。

別紙様式第 1

平成 年 月 日

入会申込書

応力発光技術コンソーシアム
会長名

所属
氏名 印

応力発光技術コンソーシアムに入会したく、会則第 5 条第 1 項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 会員の種類（法人会員、個人会員、特別会員の別）
2. 会員名（法人会員にあつては担当者氏名）
3. 所属・役職
4. 住所
5. 連絡先（Tel、e-mail）
6. 応力発光技術に関する活動内容
7. 会費請求先（法人会員のみ）

以上

別紙様式第 2

平成 年 月 日

変更届

応力発光技術コンソーシアム
会長名

所属
氏名

届出事項の変更がありましたので、応力発光技術コンソーシアム会則第 5 条第 2 項に基づき、下記のとおり変更内容を届出します。

記

1. 変更する届出事項（法人会員の担当者氏名・連絡先・会費請求先等の別）
2. 変更内容

以上

別紙様式第3

平成 年 月 日

退会届

応力発光技術コンソーシアム
会長名

所属
氏名

応力発光技術コンソーシアムを退会いたしたく、会則第5条第3項に基づき、下記のとおり退会理由を届出します。

記

1. 退会理由

以上

誓約書

応力発光技術コンソーシアム
会長名

所属
担当者氏名 署名及び印
(個人会員、特別会員にあっては氏名 署名及び印)

応力発光技術コンソーシアム 分科会名 への参加に当たり、会則第 12 条第 4 項に則り、
秘密情報の取り扱いについて下記を誓約します。

記

1. 会員（以下「開示者」という）から開示された秘密情報は、本分科会の事業の範囲内でのみ使用するものとし、目的外の使用はいたしません。
2. 開示者から開示された秘密情報は、厳に責任を持って秘密を保持するものとし、当該開示者の書面による事前の承諾なくして第三者に開示いたしません。また、当該秘密情報を、本分科会のメンバー（法人会員の場合は当該秘密情報を知る必要がある法人内の役職員を含み、以下「関係者」という。）と共有するに際し、当該秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、自己が本誓約に基づき負うと同様の義務を関係者が負うことにつき一切の責任を負います。
3. 開示された秘密情報について瑕疵があった場合でも、開示者や本コンソーシアムに対し瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示又は黙示の保証を求めません。
4. 開示された秘密情報に基づいて発明、考案、又は意匠の創作等をなしたときは、直ちに開示者に対し通知し、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上決定することといたします。
5. 開示を受けた秘密情報について、自己の責めに帰すべき事由により秘密情報を漏洩した場合には直ちに開示者に通知し、損害賠償責任を負うとともに、秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講じて秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くします。
6. 本誓約書の有効期間は本分科会メンバーである期間であり、上記 3 については無期限、上記 4 についてはメンバーでなくなった日から 3 年間、有効に存続することを承知します。また、メンバーでなくなったときには、開示者からの特段の指示がない限り、速やかに開示された秘密情報の全て（複製物を含む）を開示者に返却又は破棄するものとし、

当該秘密情報を使用しません。

7. なお、本誓約書に記載がない事項に関し疑義を生じた場合は、当事者間で協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたります。

以上

ⁱ ここでいう秘密情報とは、技術上、事業上及びその他一切の情報であって、次に該当するものをいう。

会員から本コンソーシアムの事業実施に係り開示された情報であって、秘密である旨の表示がなされている資料（書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物及び電子メールを含む）に記録されたもの、又は口頭で開示され、かつ開示に際し秘密である旨明示され、開示後 30 日以内に書面で会長に対して通知されたもの。

ただし、次に該当することが客観的に立証できる情報は、含まないものとする。

- ・ 開示を受ける前に既に保有し、又は第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していたもの。
- ・ 開示を受ける前に既に公知又は公用となっているもの。
- ・ 開示を受けた後に、当事者の責によらず公知となったもの。
- ・ 開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく適法に入手したもの。
- ・ 書面により事前の承諾を得たもの。
- ・ 開示された秘密情報に基づかず、独自に開発したもの。